

○周南公立大学学生除籍規程

(令和5年3月14日規程第16－10号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1－3号。以下「学則」という。）第35条に規定する学生の除籍に関し必要な事項を定める。

(除籍の基準及び除籍日)

第2条 学生の除籍の基準及び除籍の日は、別表のとおりとする。

(除籍予告通知)

第3条 学長は、学生が学則第35条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、別表の除籍の基準となる日から概ね1か月前までに、同条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合にあっては学生に対し、同条第4号に該当する場合にあっては学生の保証人に対し、除籍を予告する旨を通知する。

2 前項の通知を学生にした場合にあっては、その保証人に対し当該通知の写しを送付する。

3 第1項の通知は、学則第35条各号に掲げる除籍の事由の区分に応じ、次の各号に定める様式とし、配達証明郵便により行うものとする。

(1) 学則第35条第1号 別記様式第1号

(2) 学則第35条第2号、第3号及び第4号 別記様式第2号

(除籍予定者調書)

第4条 学生支援部学務課長は、前条の通知後速やかに除籍予定者調書（別記様式第3号）を作成し、学生が所属する学部の長（以下「学部長」という。）に通知する。

(除籍の決定)

第5条 学部長は、前条の通知を受けたときは、当該学生の除籍についてその後最初に開催される教授会に諮り、その結果を学長に報告する。

第6条 学長は、前条の報告を受け、別表の除籍の基準をみたしたときは、除籍を決定し、当該事由が学則第35条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合にあっては学生に対し、同条第4号に該当する場合

にあっては学生の保証人に対し、除籍通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の通知を学生にした場合にあっては、その保証人に対し当該通知の写しを送付する。

3 第1項の通知は、内容証明郵便により行うものとする。

（その他）

第7条 第3条第3項の配達証明郵便及び前条第3項の内容証明郵便の受領が確認できないときは、民法その他の法律の規定に基づいて処理する。

第8条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

第9条 この規程に定めるもののほか、学生の除籍に実施に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

除籍の基準及び除籍の日

区分			除籍の基準	除籍の日
学 則 第 35 条	第1号	授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者	当該年度の2月末日（10月入学生は8月31日）現在で授業料を完納していないこと。ただし、学長が特に必要と認める場合は、学長が別に定める日。	当該年度の3月31日（10月入学生は9月30日）。ただし、学長が別に定めた場合は、その日。
	第2号	学則第11条に定める在学年限を超過しても卒業できない者	在学年限を超えること	在学年限の満了日
	第3号	学則第31条第3項に定める最長の休学期間を休学し、なお修学できない者	休学の期間を超えてなお修学できないこと	休学の期間の満了日
	第4号	死亡した者	死亡したこと	死亡した日（死亡推定日を含む）
		行方不明になった者	休学等の許可を受けずに1年にわたり履修登録をせず、かつ、履修登録確認呼び出しの掲示日から1年を経過しても登校に応じないこと	学長が定める日

別記様式第1号（第3条関係）

（文書）第 号

年 月 日

様

周南公立大学長 印

授業料未納に伴う除籍の予告について（通知）

年度の授業料について、年 月 日現在、完納されておられません。

年 月 日までに全額を納入されない場合には、周南公立大学学則及び周南公立大学学生除籍規程（以下「規程」という。）に基づき除籍の手続きを取ることとなりますので、規程第3条により通知します。

なお、この通知書と行き違いに授業料を納入されている場合には、何卒ご容赦ください。

記

- 1 学生氏名
- 2 未納金額
- 3 除籍の理由

周南公立大学学則第35条第1号該当

- 4 除籍予定年月日

年 月 日

- 5 その他

除籍された場合でも、未納分の授業料については納入していただくこととなっておりますのでご了承ください。

別記様式第2号（第3条関係）

（文書）第 号

年 月 日

様

周南公立大学学長 印

除籍の予告について（通知）

下記のとおり、周南公立大学学則に定める除籍の事由に該当し、周南公立大学学生除籍規程（以下「規程」という。）に基づき除籍の手続きを取る見込みですので、規程第3条により通知します。

記

1 学生の氏名

2 除籍の理由

周南公立大学学則第35条第 号該当

3 除籍予定年月日

年 月 日

別記様式第3号（第4条関係）

除籍予定者調書

[illegible]

別記様式第4号（第6条関係）

（文書）第 号

年 月 日

様

周南公立大学学長 印

除 籍 通 知 書

周南公立大学学則及び周南公立大学学生除籍規程（以下「規程」という。）に基づき、下記のとおり除籍を決定したので、規程第6条により通知します。

記

1 学生の氏名

2 除籍の理由

周南公立大学学則第35条第 号該当

3 除籍年月日 年 月 日

4 その他

除籍後も、未納分の授業料については納入していただくこととなっておりますのでご了知ください。